

○国立研究開発法人水産研究・教育機構クロマグロ受精卵配布規程

平成28年 4月28日付け28水機本第80427002号
改正 平成29年 5月18日付け29水機本第90515003号
改正 平成30年 4月 1日付け29水機本第00327004号
改正 令和 元年 7月 5日付け 元水機本第19062705号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構業務方法書第17条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）がクロマグロ受精卵を利用した人工種苗生産技術の向上及び普及を図るために行うクロマグロ受精卵の配布に必要な事項について定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、配布の対象となる「クロマグロ受精卵」（以下「受精卵」という。）とは、西海区水産研究所で飼育するクロマグロから得られた受精卵をいう。

(クロマグロ受精卵配布検討委員会の設置)

第3条 受精卵の配布に必要な事項を審議するため、クロマグロ受精卵配布検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、西海区水産研究所長（以下「所長」という。）とする。

3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究推進部長
- (2) 総務部長
- (3) 西海区水産研究所業務推進部長
- (4) 西海区水産研究所まぐろ増養殖研究センター長
- (5) 水産業成長産業化推進室長
- (6) その他委員長が指名する者

(委員会の職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 配布期間、配布量、配布価格、配布条件、申し込みの方法、配布方法等、配布に必要な事項
- (2) 申請書等の内容の審査及び配布の可否
- (3) 配布の順番及び申請者毎の配布数量
- (4) 配布にあたり疑義が生じた場合の対応

(5) その他必要な事項

2 委員長は、審議の結果について、速やかに理事長に報告する。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、西海区水産研究所業務推進部業務推進課とする。

(配布要領の周知)

第6条 委員会は、第4条第1項第1号に規定する配布に必要な事項について、配布要領として取りまとめ、機構ホームページ等において周知するものとする。

(受精卵の配布手続き、引渡し、配布の完了等)

第7条 受精卵の配布を受けようとする者は、クロマグロ受精卵配布申請書(別紙様式1)及び飼育計画を所長に提出し、配布の申請を行う。

2 所長は、配布の決定をしたときは、クロマグロ受精卵配布決定通知書(別紙様式2)により、申請者に通知するものとする。

3 受精卵の配布にあたっては、申請者及び機構の担当者間において、クロマグロ受精卵引渡兼仮受領書(別紙様式3)を取り交わすものとする。

4 配布を受けた者は、引渡し後1週間以内に、受精卵の輸送・ふ化状況を所長に報告するものとする。

5 所長は、前項の規定による報告及び機構が行うふ化試験の結果を踏まえて配布数量を確定し、クロマグロ受精卵の配布数量確定通知書(別紙様式4)により、配布を受けた者に通知するものとする。

6 配布を受けた者は、前項の通知に基づき、クロマグロ受精卵受領書(別紙様式5)を所長に提出するものとする。

(代金の支払い)

第8条 配布を受けた者は、配布の完了後、機構から送付する請求書により、期限までに指定する口座に代金を支払わなければならない。

2 機構は、同じ者に対し、同一月に複数回の配布を行った場合は、1ヶ月分をまとめて請求することができる。

(配布を受けた者の責務)

第9条 配布を受けた者は、受精卵の飼育結果を所長に報告しなければならない。

2 配布を受けた者は、第7条第1項の規定により提出した飼育計画が終了するまで、当該個体の転売又は譲渡を行ってはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、配布に関して必要な事項については

配布要領に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月28日から施行する。

附 則 [平成29年5月18日付け29水機本第90515003号]

この規程は、平成29年5月18日から施行する。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00327004号]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和元年7月5日付け元水機本第19062705号]

この規程は、令和元年7月5日から施行する。